

○ 第3回公文書管理条例(仮称)検討委員会での検討指示事項

検討指示事項	検討の結果
<p>1 用語の定義、用法に関すること</p> <p>(1) 特定歴史公文書等の定義の規定方法（「公的団体」から移管された文書の規定の追加）</p>	<p>前回の検討の結果（1の(3)）に、次の規定（下線部分）を加えることとしたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第8条第1項の規定により市長に移管されたもの・ 第11条第4項の規定により市長に移管されたもの・ <u>第14条第2項の規定により市長に移管されたもの</u>・ 法人その他の団体又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの